

第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
第12回議事録

消費者庁消費者政策課

第12回 第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
議事次第

日時：平成30年12月17日（月）13:00～

場所：中央合同庁舎第4号館 1214会議室

1. 開 会

2. 議 事

報告書案について（自由討議）

宮腰内閣府特命担当大臣挨拶

3. 閉 会

○内藤消費者政策課長 それでは、定刻でございますので、第12回となります「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」を開催させていただきます。

皆様には、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、首藤委員から、所用により御欠席との御連絡をいただいております。

また、本日、後ほどになりますけれども、宮腰内閣府特命担当大臣が出席の見込みでございます。進行にも御協力をいただければと思います。

ここで、カメラの撮影の時間をとらせていただきます。少々お待ちください。

(報道関係者カメラ撮影)

○内藤消費者政策課長 よろしいでしょうか。

恐縮でございますが、大臣到着の際に、もう一度、カメラ撮りの時間をとらせていただきます。恐れ入ります。

(報道関係者退室)

○内藤消費者政策課長 それでは、ここからの進行は、山本座長をお願いいたします。

○山本座長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、まず配付資料の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

○澤野企画調整官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております一覧とあわせて、御確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、本日、資料が3点ございまして、本体資料として、資料1、資料2、それから、前回の概要を参考資料としておつけしてございます。

本日の資料は、以上になりますけれども、落丁などがございましたら、都度で結構でございますので、お申しつけいただければと存じます。

以上でございます。

○山本座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、報告書案についての自由討議でございます。

最初に、資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○澤野企画調整官 それでは、資料1と資料2につきまして、御説明、御紹介を申し上げます。

前回の検討会における御議論、また、その後に委員の皆様方からお寄せいただいた御意見、御提案などを踏まえまして、最終的な提言の案ということで、資料を整理させていただいているところでございます。

初めに、資料の微修正をお願いできればと存じますけれども、概要の5ページ、5. となっているところでございますが、上のほうに3行ほど赤字の部分があるかと思っておりますけれども、一番最後のところなのですが「戦略的」の後は「消費者教育」でございますので、微修正をいただければと存じます。

資料の説明に入らせていただきますけれども、報告書の概要紹介ということで、資料2

に沿う形で、御紹介をさせていただければと存じます。

「はじめに」でございますけれども、報告書の性格ですとか、これまでの検討の経過といったものを書かせていただいているところでございます。

1 ページの中ほどでございますけれども、例えばAIであるとか、社会的な技術革新の進行の話、それから、下段のほうになります。2015年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標が採択されたというような、我が国をとりまく大きな社会経済情勢を紹介している形になってございます。これらを踏まえて、消費者政策、4期の計画のあり方を考えていく必要があるのではないかということで、背景をまず御紹介した上で、1ページの下から2行目、2ページにかけてということになりますけれども、検討会のたてつけについて、御紹介をさせていただいています。

3期の計画の実施期間が2019年度で終了することを見据えて、次のページになりますけれども、2017年10月に設置をされて、本日を含めまして、12回の会合を重ねてきたということをお紹介しているところであります。

この報告書につきまして、これまでの計画に追加すべき視点など、配慮すべき重要事項について、本日、御出席をいただいているような、いろいろなバックグラウンドをお持ちの委員の方々から、専門の見地で御意見をいただいたものを、可能な限り尊重・反映するという形で、整理をしている、このような位置づけをしているところでございます。

このページの一番最後の段落でございますが、取りまとめた暁におきましては、基本計画に十分反映されて、消費者行政の取組が浸透・徹底されることにかかされていくことを強く期待するという形で、位置づけについて、締めくくっているところでございます。

「これからの消費者政策に求められる視点」という、本題の部分を3ページ以降で御紹介申し上げますけれども、前回、柱立ての大枠について、10個ということでお示しをしたかと思いますが、前回の検討会における御議論、あるいはその後の御意見なども踏まえまして、今回、3つの柱と12個の項目という形で整理をさせていただいているところでございます。

ここの部分だけ、資料1の3ページをお開きいただくと、改定が非常にわかりやすく整理されている形になってございまして、左側に基本法の基本理念から、いわゆる基本的施策の23条に至るまでの項目ベースのところを整理させていただいてございまして、右側に3つの柱と12個の項目のぶら下がりについて整理をしている形になってございまして、それぞれが左右にどのような形になっているかということ、矢印によって整理されている形になってございます。

これらを踏まえさせていただいて、4ページ以降、12個の項目を簡単に、時間が許す範囲で、御紹介をさせていただければと思います。

資料2の4ページ目でございます。それぞれの項目につきまして、基本的には、前半のほうで、社会経済情勢の変化について書いた上で、消費者基本計画の中に位置づけていく、消費者政策として取り組むべき必要性について中段で書き、具体論を最後に書くという流

れになってございます。

SDGsの関係につきましても、当然ながら、2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択をされたという形になってございまして、17の目標について、国、地方を挙げて、国際目標の達成に寄与する取組を進めているということを整理してございます。

中段でございますが、SDGsの掲げる、私たちの世界を変革するための新たな消費者社会の実現に向けて、幅広い取組を行う。それによって、SDGs日本モデルの構築に貢献することが、基本理念として捉えられるべきではないかという問題点を提起いただいているところであります。

どのような形で消費者基本計画で取り組んでいくかというところでございますが「そのため」以降の段落でございますけれども、大きく1点目として、関係者がパートナーシップを組んで、消費者や企業といった枠組みを超えて、広く持続的な共生関係を構築する消費のエコシステムを目指すことが必要ではないかということでもあります。

それから、下のほうになってございますけれども、ライフスタイルを見直して、賢い消費者・自立した消費者としての行動により消費のエコシステムを構築し直す必然が、今こそ存在しているということで、より具体的な取組としては、消費者の消費活動自体が未来に向けた投資だと捉えて、意識変革を促していくということ、それから、未来を担う世代とのコミュニケーションを図っていく。ESG投資やESG経営がSDGsの達成に資するという一方で、それらを促進していくべきであるという、3個ほどの大きな施策の方向性をいただいているところであります。

2.に入らせていただきまして、5ページでございますけれども、消費者問題の捉え方でございます。

2行目ぐらいに書いてございますが、いわゆる保護すべき消費者・脆弱な消費者という考え方と、賢い消費者・自立した消費者といった2つの見方が一般的だろうということも提起いただいております。

他方で「一方で」と書いてある段落でございますが、今年、非常に災害も多うございましたけれども、平時は賢い消費者・自立した消費者であっても、環境の変化によって非常に弱い立場になることもある。

また、外部環境の変化という意味合いの中では、2行下ぐらいでございますが、交通弱者になってしまう場合であるとか、あるいは年齢を重ねていくということも含めてでございますが、情報弱者となってしまうことであったり、あるいは個々の状況によっては、貧困に陥ってしまうこともあり得るという形で、いろいろな社会問題として捉えるような情勢もあるということで、そうした多様な消費者の方々をめぐる状況、消費生活をめぐる状況にきめ細やかに対応していくための施策というのが、積極的に進められていくべきだろうということをお願いしております。

下のほうの段落でございますが、大きな1点目として、4期の計画の策定に当たって、消費者問題の範囲を広く捉え直す方向で検討を進めてはどうかという問題提起、それから、

一番最後でございますが、そういった観点の延長でございますけれども、これまでよりも広く消費者の利益を擁護・増進する施策を推進する余地がないのか、検討していくべきではないかという問題提起をいただいているところでございます。

3. 6 ページでございますけれども、消費者の安全・安心の関係でございます。こちらの関係につきましては、これまでも個別の事案が発生してからの相談や通知を受け付ける中で、必要に応じて注意喚起のプレスリリースでありますとか、あるいは審議会を活用した提言活動などを行ってきているところでございます。

他方で、個別論ということで、食の安全の関係の記載もございますが、このところは、立法措置も含めて対応してきているところでございまして、HACCPの義務化であるとか、あるいはリコール情報などについての制度整備といったところが、進められてきているところでございます。

こうした一連の取組を踏まえながら、この段落の一番下のほうでございますけれども、消費者の方々が正確な情報に接していく、リスクに関する理解を深めていただくというところもあって、これまでも不断にリスクコミュニケーションの推進などを図ってきているところでありまして、こうしたものは、引き続き重要だということも、記載をさせていただいているところでございます。

安全・安心の分野で何が重要なのかというところで、下から2つ目の段落でございますが、下から3行目ぐらいですけれども、消費者に安心をもたらすための情報の信頼性に関わる領域、この部分の表示、追跡、説明、理解という観点、そうしたものを支えていく手段の整備といったものが、これまで以上に重要になるだろうということで、御指摘をいただいているところであります。

より具体的な施策の方向性としては、一番最後の段落でございますが、情報の表示の仕方、リスク管理のあり方といった、横断的な課題についての検討をより深めていくということでありまして、さらに具体論として、次のページに入りますけれども、ICタグでありますとか、QRコードといったような技術を活用した、詳細な情報の提供であるとか、あるいは簡便な表示のあり方といった、これまでの枠組みにとらわれない、新しい仕組みも検討すべきではないかという問題提起をいただいているところであります。

4. でございますけれども、取引の多様化への対応であります。一番最初の段落でございますが、このところは、イノベーションの関係もあって、既存の法令が対応・想定し切れていないような、新しいビジネス・サービスといったものが非常に多く出てきている状況にある。

こういった中で、この報告書の考え方の整理としては、ルールベース・アプローチとプリンシプルベース・アプローチについて言及しており、いろいろな規制ですとか、あるいはルール設定のあり方を考えていくこともあり得るのではないかということで、金融行政と消費者行政の違いはあるにせよ、そういったところを言及しているところであります。

他方、不良事業者、悪質な事業者に対する対応としても、「また」以下の段落でありま

すけれども、法律の執行体制といったものについて、計画的に強化していくといったことでありますとか、あるいはSNSデータのテキストマイニングであるとか、そういったものの成果の情報の共有を少し考えていくべきではないかということ、取り上げさせていただいているところであります。

最後の部分でございますけれども、これまでも俗にすき間事案ということで、やってきているところではございますが、それに限らず、事業・サービスの中で、どこの所掌にも属さない部分について、消費者庁が手法の改善も含めて積極的に対応すべきではないかということで、御提言をいただいているところでございます。

5. でございます。消費者教育の関係でございますが、8ページでございますけれども、これまで消費者教育につきましては、最初の段落でございますが、被害に遭わず合理的な意思決定ができるということに加えて、よりよい社会の実現に向けて、積極的に関与していくということも、柱としての2つの方向性というか、そうしたことを達成していこうという中で進められてきたところであります。

他方で、いわゆる消費者同士のトラブルであるとか、あるいはクレーマーへの対応などについても、消費者教育で効果を期待していくという御意見も、この場も含めて頂戴したところだと考えております。

どのような形でやっていくのかという現状の中で、喫緊の課題としては、次の段落でございますが、いわゆる民法の成年年齢の引き下げへの対応をまずやっていく必要があるだろうということで、実践的な消費者教育を確実に進めていくというところであります。

こうした中で、具体論としては、どのような形になるのかということ、次の段落に書いてございますけれども、いわゆる4省庁でアクションプログラムをつくり、推進をしているということと、その前段に書いてございますが、消費者教育推進会議において、大枠を議論いただいているので、その部分との調和を図っていく必要がございます。

そういったところを踏まえて、具体論として、一番最後の段落に縷々書いてございますけれども、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底以下、多くの施策をこの部分に記載させていただいているところでございます。

9ページに入らせていただきまして、この場でも若年層の方々だけでなく、世代を問わない形で、切れ目のない消費者教育の対応が必要だという御指摘もいただいていたところでございますが、9ページの大きく2つ目「社会教育における」と書いてあるところからでございますけれども、さまざまなライフステージに応じた消費者教育の推進というところで、幅広い方々に対応していくような枠組みの整備・強化が必要でございます。

それから、世代を問わない形の中で、いろいろな方々を活用していくという場面についてでございますが、「また」以下の段落でございますけれども、いわゆる外部人材の方々をいかに結びつけて、活用していくかというところであります。弁護士、司法書士、金融関係の方々などの専門家であるとか、あるいは生活に密着した消費生活に関する情報について、消費生活相談員の方や消費生活アドバイザーの方々などに、うまく消費者教育の

現場に入っただき、担っていただくことが大事だということで、コーディネーターの育成が必要であります。

それから、いわゆる高齢者の消費者被害を防止するという絡みも含めてなのですから、下のほうでございますが、消費者安全確保地域協議会を消費者啓発に活用すべきではないかという御提言もいただいているところでございます。

また、消費者教育の中身の関係でございますけれども、先ほどクレマーというお話もさせていただきましたが、そうした事業者とのコミュニケーションのとり方でありませうとか、あるいは海洋プラスチック問題でありますとか、労働者問題を含むエシカル消費、最近でも、ホワイト物流というような政策課題もございませう。そういったところも含めた中身についても、少し御提言をいただいている形になっていると理解しております。

6. でございませうけれども、10ページでございます。6. につきましても、当たり前のことが書かれていると言ってしまうと、それまでなのですから、EBPMの流れに従って、4期の計画においても、きちんとPDCAを回していくということと、アウトカムの指標をきちんと立てていくように努めるという御指摘をいただいていると理解をしております。

7. でございませうけれども、11ページにお入りいただければと思ひます。いわゆる複雑・多様化する消費生活にきめ細やかに対応していくという観点で、若年層がSNSでコミュニケーションを行っていたり、高齢者では、本人がなかなか相談に来にくいというところについて、きめ細やかに対応していくということで、オンラインの活用であるとか、いわゆるアウトリーチ型の相談の受け付け体制の整備、こういったことを記載いただいているところであります。

11ページの下の方でございますけれども、質の強化という観点でも、国の役割、そして、地方において、消費生活相談員の方の確保が困難になってきている中で、広域連携の仕組みの構築も記載させていただいているところでございませう。

8. でございませう。12ページにお入りいただければと思ひますけれども、技術革新の関係は大きく3点いただいております。1つは、いわゆる新技術の社会実装の関係でございませう。AI、IoT、ビッグデータという、Society5.0を支える要素技術を含めまして、適切に活用していく中で、リスクの観点と利便性の観点のバランスをとった、社会基盤の構築が重要ではないかというところであります。

13ページに入らせていただきまして、プラットフォームの関係でございませうけれども、「このように」という段落の下の方でございますが、いわゆるGAFALのような、事業者が非常に大きな存在になっていることを踏まえて、次の段落でございませうけれども、プラットフォーム事業者が、取引の全体をコントロールしている点に着目して、規律していくというところは、やはり重要なのではないかということ、現行業法の規制との関係で指摘をいただいていると理解をしております。

14ページでございますけれども、そうした状況の中で、政府としては、部分的かもしれませんが、検討している領域もございませう。「デジタル・プラットフォームを巡る取

引環境整備に関する検討会」ということで、公正取引委員会等々で御議論いただいているものについて、既に中間報告は公表されているところでございますが、そうした場での指摘も踏まえた中で、大きく4点にわたって、検討すべきではないかということでもあります。

1つは、14ページの下（ア）に書いてあることとございますが、利用者規約の実質的な取引の透明性・公平性の担保の観点から、検討が必要ではないかということ。

15ページに入りまして、（イ）でございますが、いわゆる定型約款の関係について、プラットフォーム事業者の側で、変更することの合理性について考えるべきではないかということ。

（ウ）でございますが、プラットフォーム事業者に責任がないかどうかといったところについて、プラットフォーム事業者が影響力を及ぼしている場合については、考えるべきではないかということ。

（エ）として、いわゆる救済手段の確保について、必要ではないかということでもあります。

データ活用に関係でございますけれども、我が国においても、個人情報保護法の改正が2015年にされているところでございますが、15ページの下の方でございますが、EUでも仕組みの整備等々について、検討がされているところでございます。

16ページでございますけれども、プラットフォーム検討会の中間整理なども踏まえて、経済的価値があるデータを提供せざるを得ない消費者について、プラットフォーム事業者との関係において、優越的地位の濫用規制の適用によって保護することも考える必要があるのではないかとといった提言がされていることも踏まえながら、今後の検討を深めていく必要があるという御提言をいただいていると理解しているところでございます。

9. でございます。16ページから17ページにかけてでございますが、大きく2つあるかと思えます。

17ページに入りまして、①となっているところですが、国際的な連携・協力でございますけれども、言わずもがなでございますが、消費生活におけるグローバル化・情報化が進展してきている中で、連携・協力の強化を不断に図っていく必要がございます、下のほう「具体的には」となっている段落でございますが、海外政府・機関との連携・協力であるとか、あるいは人材の育成や体制の強化といったところ、海外の状況の調査をし、結果として取り入れるべき施策についての積極的な導入といったあたりですとか、他方で、我が国の制度の海外展開といった御提言をいただいているところです。

我が国を非常に多くの外国人の方々に訪れていただいていることについての対応として、②がございまして、17ページの一番下の段落でございますけれども、受け入れ環境の整備といったところについて、具体的に取り組む必要があるということとございまして、18ページに書いてございますような、リーフレットの充実ですとか、あるいは相談体制の整備・強化といった御提言をいただいております。

最後「Ⅲ 政策の推進主体に対する提言」ということで、次の10年に向けた提言という

ことで、19ページでございます。来年9月で消費者庁が発足して、ちょうど10年となります。今、10年目に入った状態でございます。来年9月が10周年と言うべきタイミングであります。

10年の経緯として、新たな発想・手法で取組を進めるべきではないかということでありまして、どのような社会を目指すのかを、次期の計画で示すことが必要ではないかということ、それをわかりやすくするために、キャッチフレーズを掲げて示すということも、有効ではないかという御提言をいただいています。

地方消費者行政の関係でございます。19ページから20ページにかけてでございますが、20ページをお開きいただければと思います。必要性、背景については、言わずもがなでございますけれども、具体の施策としては、地方において、総合計画で充実した記述をしていくべきということ、地方版の消費者基本計画をきちんとつくることを目指すべきであるということ、それから、エキスパート職員を育成していくべきという意見をいただいているところであります。これを踏まえて、国としても、新しいアプローチ、目標設定を考えるべきではないかという、翻っての御提言もいただいているところです。

地方消費者行政の基盤の充実の関係でございますが、言わずもがなでございますが、自治事務と位置づけられている一方で、多様な論点、御意見があるところでございまして、国においても、立ち上げ支援という中で、地方消費者行政のための交付金をずっと運用してきているところでありますが、十分な体制構築ができていないところも多々存在しています。21ページにかけてでございますが、御指摘をいただいているところであります。

21ページの「具体的には」という2段落目にも記載がございますけれども、どのような方向を目指すのかという中で、一般財源に裏づけられた地方消費者行政基盤を確立するための方策ということと、独自財源の確保等々に向けた検討について、国内外の事例もきちんと整理しながら、検討すべきではないかという御意見をいただいているところであります。

最後でございますが、消費者団体等に係る連携強化・活性化でございます。

①消費者団体と事業者団体等の連携強化でございますけれども、4期の計画の中で、「そのため」以下のところでございますが、SDGsを軸に、全ての関係者が連携していく。長期的な視野で共通価値を実現していくための取組を進めるべきではないかということで、御提言をいただいているところであります。

具体論としても、消費者志向経営や消費者教育の取組を進めるに当たっての連携・協働について触れているところであります。

消費者団体の活性化・機能強化の中で、消費者団体の方々にこれまで果たしてきていただいている意義について、21ページから22ページまで記載をさせていただいた上で、最後のところ、「そのため」の段落が22ページにございますけれども、適格消費者団体についての国からの支援策の充実を検討するという、それから、新しい消費者問題等々に対応するための消費者団体全体の専門性の向上のための取組ということで、連携して政策的

な検討を行う場といったものについても、御提言をいただいているところであります。

済みません、長くなりましたが、説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ただいま詳細に御説明いただきましたように、前回の検討会、あるいはこの間、委員の皆様から御意見等をいただいた点を踏まえて、取り込んで、さらに盛りだくさんな形になり、また、目次といいますか、並べ方等も御報告をいただいたところだと思います。

報告書案につきまして、皆様から御意見あるいは御質問がございましたら、自由に御発言をいただければと思います。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 中間整理の後、いろんな意見があって、大変なところ、報告書をこのような形でおまとめいただいたということは、皆様の御協力のおかげなのだろうと思いますし、十分にいろんな視点が取り上げられているのではないかと思います。したがって、報告書の全体については、この方向でお決めいただくことが、適切ではないかと考えております。

その上で、2点ほど、気になった点について、意見を申し述べさせていただきます。

1つは、8つ目の視点として提起されております、ページ数にしますと、資料2の12ページになるかと思えます。表題は、技術革新による社会システムの変化への的確な対応ということなのですが、これは非常に表現が大きくて、結局、ここで何を目指そうとしているかという視点のところでは、もうちょっと内容に即応した形でおつけいただいたほうが、わかりやすいのではないかと思います。

大事なことは、産業のデジタル化ということでありまして、消費生活のほうでいきますと、今まで情報財と言われていたようなものについて、電子書籍とか、音楽の電子配信とか、そういったものだけではなくて、物やサービスという、一般的に我々が消費生活で使っているものについて、デジタルなやり方で取引が行われるということが、非常に重要なところでありまして、それが産業全体に及んでいるということが、主要な変化の内容になります。したがって、タイトルとしては、産業のデジタル化に伴う消費生活の変化への的確な対応といったような内容にさせていただいたほうが、そこに書いてあることも、正確に伝わるのではないかと思います。

1つ目の意見というのは、そういうことです。大事なものは産業のデジタル化ということと、デジタル化が振興したのが技術だということなので、産業のデジタル化ということと、それが消費生活に物すごく影響を与えている、変化している、それに対する的確な対応ということが、ポイントになるかと思えます。

2点目なのですが、これは内容というよりは、概要と、今日、いただいた報告書の内容がマッチングしていないのではないかとと思うところがありましたので、御確認いただければということで、申し上げたいところです。

問題は、消費者教育のところでありまして、基本的な視点としては、概要の5ページで、報告書の8～9ページになります。

下のほうに、各年代に対応した体系的な教育推進と書いてあるのですが、このところで、ポツが幾つか振ってあるのですが、消費者教育推進地域協議会の設置・活性化と書いてあるのですが、もともと消費者教育推進地域協議会というのは、学校教育との関係で、既に県レベルでは、ほぼ全国に配置されている状態だと思いますので、このところに設置を書く趣旨は、報告書等の内容では、県レベルではなくて、市町村レベルまでもという趣旨ではなかったと思います。また、今は学校教育を中心に、この協議会を活用してという話になっているかと思うのですけれども、これを社会教育の場へも広げて活用するというのが、報告書の内容ではないかと思いますので、最初のポツの書きぶりについて、報告書の内容に沿った形で、概要を記載していただいたほうがいいのではないかと思います。

また、消費者教育コーディネーターについても、現在、4省庁間の推進プログラムでは、学校教育との関係で、消費者教育コーディネーターが出てきておまして、これは社会教育も学校教育も含めて、外部人材の登用との関係で、調整役として期待することになるので、配置が下だけ書いてあるのですが、これをどういうふうに記載したら、的確に表現できるのか、考えていただければありがたいというところです。

もう一点ですが、一番下のところで、子供の事故防止などの視点についての消費者教育と書いてあるのですが、報告書では、消費者安全確保地域協議会は、全国全てに設置されていなくて、これを中心として、主に高齢者、障害者といったところの消費者教育対策とか、啓発のために配置をし、活動するという内容で、この延長線上のところ、子供の問題なども出てくるかもしれないという程度ではないかと思います。なので、もし書くとするれば、消費者安全確保地域協議会の配置を徹底するとか、それを強化するとか、そういう内容のほうが、報告書の内容との関係では、整合性がとれているのではないかと思います。

以上、概要の書きぶりについて、一度、御点検いただければいいのではないかと思いますので、発言させていただきました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

報告書の表題部分についての御指摘と、概要はどうしても短く縮めてしまうものですから、短縮が適切になされているかという御指摘だったと思いますので、これは、事務局で、もう一度、精査をいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 全体といたしまして、千葉委員もおっしゃられたように、中間整理以降、いろんな意見が出る中で、うまくまとめていると思っています。結論のところにつきましては、こういった内容でよろしいのではないかと考えているところがございます。

その上で、私も千葉委員と同じく、概要と本文の違いに関して、申し上げたいと思います。

本文でいいますと14ページ以降、概要版でいいますと7ページでございます。プラットフォームについて、図式でわかりやすく描いていただいていると理解しているのですけ

れども、3点、本文にない言葉・表現が使われているのではないかと思います。

まず、概要版の7ページの右上、「②（ア）誰と何の契約をしているのか、誰が責任をとるのか」というところです。

次に、下にいきまして、②（イ）のところでございますが、「入念に読まないとわからない」という部分も、本文の（イ）のところには入っていないのではないかと思います。

最後に、これは例示として入れているということかもしれませんが、プラットフォーム、PF利用企業、消費者（PF利用者）で囲まれた真ん中のところに「おすすめ機能エスクローサービス」ということで書いてあるのですけれども、これも本文にはない言葉遣いだと思っております。

本文14ページの（ア）（イ）に対応するものについては、概要版でも、基本的に本文（ア）（イ）の中の言葉を生かして書いていただくのがいいのではないかと思います。また、「おすすめ機能エスクローサービス」が（ウ）に関係するものとして、コンセンサスを得るのであれば、こういった概要でもいいという気がしますが、少なくとも本文に書かれていなくて、本文からは読み取れない中身だと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

最後の点は、本文でも、14ページに図が出ていまして、その真ん中に「おすすめ機能エスクローサービス」とあります。図のところにはありますが、本文に出てきていないというのは、御指摘のとおりだと思います。

拝師委員、お願いします。

○拝師委員 私も全体的に拝見させていただいて、取りまとめは、かなり大変だったのではないかと思いますけれども、よく反映させていただいて、よろしいのではないかと思います。

1点だけ、細かいところで、気になったところがあります。本文の19ページの10. の3段落目「具体的には」というところなのですけれども「次の10年の消費者行政や消費者庁のあり方に関し、自由・公正・効率的な市場の確保を大前提として」と書いてありまして、ひよっとすると、これまでの間にも御説明があったのかもしれませんが、普通、目的とする市場については、公正かつ自由な市場とか、例えば独禁法などは、そういう使い方をしていると思っております。順番として、自由が先になっているから、どうこうということではないのですけれども、ちょっとひっかかったのと、あとは、効率的な市場というのは、どういう市場をイメージされているのか、改めて説明していただくと助かります。

○山本座長 それでは、事務局から説明してください。

○内藤消費者政策課長 事務局でございます。

効率的という意味は、要は合理的に人が行動することによって、無理・無駄が省けるということで、効率的な市場という意味で使っていると理解してございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○山本座長 いかがでしょうか。

○拝師委員 合理的というのは、消費者がということなのですか。

○内藤消費者政策課長 はい。いわゆる伝統的・合理的な行動という意味で、ここは使わせていただいております。

○山本座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 間違っているかもしれませんが、自由・公正・効率的な市場というのは、私がお願いをして、入れていただいたものだと理解しております。

御提案させていただいたときの私の趣旨は、例えば過剰な規制が課されてしまった場合、それが取引の非効率性を招く、あるいは過度な事務負担を招くこととなり、結果的に社会全体の経済厚生を縮小、あるいは個別の取引における価格の上昇につながって最終的に消費者ないし国民の不利益となることがあるとすれば、それは避ける必要があるということでございます。

○山本座長 いかがでしょうか。千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 今の御説明や御意見を拝聴しまして、報告書でこの言葉を使った場合、経済学者の方が考える効率性とは、およそ違う内容ではないかと思いました。ここで効率的という言葉を使う意味合いが、今のような意味合いだとすると、むしろ独禁法の表現をそのまま挿入しておいたほうが、皆さんのために安全ではないかと思いました。

今、情報格差の問題が物すごく重要になっていまして、釈迦に説法のような気もいたしますけれども、情報格差があつたら、格差を是正する。是正することによって、価格についても、そのほかのことについても、合理的な内容になるように、調整をしていくという方向で考えておりますので、ここにあって効率的と書いてしまうと、誤解が生じるので、削除されたほうが適切ではないかと思えます。

長谷川委員の趣旨であれば、社会的厚生を最大化とか、そんな表現にしないといけないのではないかと思います。厚生という言葉のほうが、適切なのではないかという気がいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

長谷川委員、何かコメントがありましたら、お願いします。

○長谷川委員 「こうせい」というのは、welfare(ウエルフェア)の意味ですか。

○千葉委員 「厚生」です。

○長谷川委員 後学のために伺いますが、経済厚生を最大化と効率的ということの関係を、今一度、教えていただけますでしょうか。

○千葉委員 独禁法の世界では、価格と質のことだけ考えてきたのですけれども、サービスとか、そういうものが拡大していく中で、単に価格と物の質の問題ではなくて、それを取り巻く情報全般について、不均衡があつたときに、それを是正することによって、市場全体の効率性を上げるという考え方が、情報の経済学という考え方で出てきて、そのもとで効率性を考えたときには、普通、消費者厚生を最大化することが、社会全体にとって厚

生につながるという考え方に、だんだん傾いてきているわけです。効率性というのは、先ほどのような形だけで表現するのは、ちょっと古い状況ではないかと思います。むしろ社会的厚生のためにとするほうが、適切ではないかと思いましたが、今のように発言させていただいた次第です。

○山本座長 この部分につきましては、大前提になっている部分なので、一定の機能を持つ市場の確保が、ここでの議論、消費者行政、消費者庁のあり方の大前提になっている話ですので、当然のことながら、その大前提というのは、政府、その他で一定の目指すべき方向性みたいなものが提示されていると思いますので、ここで後学的なことを詰めていっても、仕方がない話だと思います。

事務局で、政府の文章、その他、いろいろ精査をいただいて、この内容がどのように表現されているのか、恐らく内容自体については、委員の間でも認識の違いはそれほどないと思っていますので、文言を精査させていただいて、また御相談させていただきたいと思っています。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 座長の取りまとめで結構でございますが、市場の中身については、委員の間で意見の相違があるのではないかと、私は思っております。ただ、文言の取りまとめの仕方としては、座長の取りまとめで結構でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかの部分について、いかがでしょうか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私からは、地方消費者行政の維持・充実に関して、要望を述べさせていただきたいと思います。

報告書自体は、よく意見等を集約していただいて、まとまっておりますので、特に修正等の意見はございませんので、要望を述べさせていただきます。

『消費者庁・消費者委員会創設に込めた思い』という本を読んだことがあります。当時の参事官の方が、次のように振り返っております。当時、地方自治体や消費者団体等が主催する消費者庁関連説明会に講師として招かれる中で、中央に消費者庁ができるのはよいが、地方はどこも苦しく、消費生活センターに予算を回す余裕はないのではないかとこの質問が非常に多かったと。

これに対して、参事官は、おっしゃるとおり、基準財政需要額に算入しても、交付金制度をつくっても、個々の自治体の首長さんが動いてくれなければ、消費生活センターには予算は回りません。そのためには、各地方自治体の現場において、住民の方々が声を上げ、消費生活センターの充実に向けて、プレッシャーをかけ続けていただくことが重要だとお答えしたとありました。

私も全く同感で、そのとおりだと思っております。しかし、本県の状況で申しますと、立ち上がったばかりの市町村の消費生活センターが多く、地域に根差した相談窓口として、これから住民にとってなくてはならない存在になろうとしている矢先に、交付金が縮小さ

れて、これまで整備してきた相談体制の水準の維持・確保が懸念される状況となっていることは、大変残念でございます。

当時の参事官が言う、各地方自治体の現場において、住民の方々が声を上げる、そういう状況になるように、国におかれましては、地方消費者行政の下支えをしていただきたい。住民の声が地方の自主財源化を進めるに当たっても、大変大きな力になるものと考えておりますので、地方消費者行政推進交付金の一般準則期間は、所要額の確保をお願いしたいと思っております。

また、今日、消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活相談に迅速・的確に対応するだけでなく、10年前にはなかった、消費者安全確保地域協議会での役割、加えて、消費者教育の拠点としての役割も期待されるようになっておりますが、それを支える人材、財源などのあり方については、十分なコンセンサスが得られていない状況にあるかと思っております。このため、次期基本計画の策定に当たりましては、この問題にどう道筋をつけていけるのか、10年前の消費者行政推進会議でも議論された、古くて、新しい難題であるかと思っておりますが、改めて地方公共団体を初めとする、さまざまな関係者の意見にも真摯に耳を傾けていただきながら、御検討いただき、報告書案にある、誰一人取り残さない社会の実現を目指していただきたいと、心から願っております。

私からは、以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、報告書自体についての御意見でなくても結構ですので、今の伊藤委員のように、今後の要望、注文、その他、何でも結構ですので、もし御発言があれば、引き続き、お願いいたします。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 ありがとうございます。

この取りまとめは、ここまで来るのに、何度もやりとりさせていただきまして、内容については、特に申し上げることはありません。ただ、この報告書をこれからどう生かしていくのか、どう具体化していくのかということが、とても大事なところだと思います。

具体的施策みたいに書かれている部分もあるのですが、例えば私どもが申ししておりました、消費者団体の活性化、機能強化のところ、最後の12番、21ページ、22ページあたりになりますが、消費者団体の高齢化とか、財政の問題とか、広がりが見えてこない現状です。こここのところで「消費者団体の育成・強化策を実効性あるものとして盛り込む必要があります」と書いていただきまして、具体的に専門性を向上させるための取組ですとか、新たな担い手を確保するために、若者の知見・センスを生かすことを通じてとか、いろいろ書かれております。現在、消費者団体の育成は、消費者庁の中の地方協力課だと思っておりますけれども、地方消費者フォーラムなども縮小していますし、手だては余りされていないという感じがします。

今後、4期の基本計画をつくるに当たりまして、これをどう具体化するかイメージしな

がら、基本計画に落とし込んでいただくことが必要だと思います。例えば消費者団体の育成・強化を検討するのに、何か場を持つのかどうかという、実践につながるようなところも、具体策として、基本計画に落とし込んでいってほしいということを望んでおります。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小島委員、どうぞ。

○小島委員 今、何人かの先生方から、幾つか御意見をいただきました。それらを含めて、最終的な報告書にさせていただければと思います。

今回の最終報告は、消費者基本法に基づいて、12の視点という形で、よく整理されていると思っております。

私はこの間、地域においては、消費者としての立場、職場においては、労働者、物をつくる、あるいはサービスを提供する、そういう両面の立場から発言をしてきました。その中で、特に強調した悪質クレーマーの問題についても言及いただいております。また、最近、頻発しております企業不祥事について、消費者の被害の事前・拡大防止と通報者保護という観点から公益通報者保護制度の普及についても言及いただいております。さらに、今後、超高齢化社会を迎えて、さまざまな困難を抱える人たちに対しては、アウトリーチ型の相談支援という、新しいアプローチの仕方、そういうことについても言及いただいております。

そして、そういうものを地域で担うには、消費生活センターなどの生活相談員の皆さんの人材確保、処遇改善が、極めて重要な課題だと思います。そのため地方の財政基盤の確保については、一定程度書き込んでいただいたということでもありますので、それらの内容を今後は基本計画の中に具体的に落とし込んで、それを実現していく必要があります。

そのためには、何と云っても、消費者なり、国民の理解と共感が得られなければ、実現できないと思います。そういう観点から、わかりやすいキャッチコピーなどが必要ではないかと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 中間取りまとめ以降、報告書に関しましては、大変よく取りまとめておられて、現在、考えられるものは、検討できたのではないかと考えております。

私からは、消費生活センター、消費生活相談員の現場で考えますと、高度情報化、グローバル化の進展であったり、消費者問題の捉え方の変化であったり、相談員はこれまでの知識や経験では対応できないことが、多々出てくるのではないかとということを予想しております。

今回、検討されている各分野においても、どのような消費生活相談が起き得てくるか、全ては相談から始まるということもございませう。今までも、相談員は、新たなトラブル

とか、高度情報化や法律改正などに対して、その仕組みやトラブルの原因等を勉強してきたわけですが、今回も検討しながら、どんどん進んでいくということを感じておまして、進展の速さに、より一層スピードを上げて、勉強することや対応策等の検討が必要であるということ、さらに聞き取りする能力であったり、説明する力、あっせんするための交渉力をより一層向上させなければいけない必要があるということは、身にしみて感じたところでございます。

相談員は、消費者被害の防止を図るだけではなくて、今、伊藤さんもおっしゃったように、地域における未然防止のためのいわゆる地域ネットワーク、見守りの仕事もありますし、今回、5. で取り上げていただいているような、消費者教育においても、消費生活センターが地域の消費者教育の拠点となり、学校の先生たち、教育委員会等の連携を図るなど、消費生活相談員の役割は非常に大きいところであります。

消費生活相談窓口は増えつつあるものの、消費生活相談体制は十分ではなく、さらに消費生活相談員が不足していると言われていた現状があります。7. の消費生活相談・紛争処理体制の強化であったり、11. で挙げていただいた、地方消費者行政の強化、地方消費者行政の基盤の充実というところにおいては、毎回声を上げながら、なかなか充実できない部分でありますので、しっかり強化をするように、そこはしっかり見守っていかねばいけないところだと思っているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。宮木委員、どうぞ。

○宮木委員 ありがとうございます。

中間取りまとめから、非常に内容が濃くなって、読み応えがあるものになったと考えております。何人かの先生方もおっしゃられたように、これを少しでも多くの方に活用していただくことが、次のステップと思っています。

8. 技術のところですが、ここに関しては、今後、2020年からの5年間でどうなっていくかは、まだ不明確な部分があるところなので、社会の変化に応じた対応をしていくことを想定した記述を何らかに入れておいたほうが良いと思います。例えば官民ITS構想・ロードマップを見ても、2020年からの5年間は非常に変化をすると考えられます。ロードマップのとおりに進めば、社会が変わり、それに伴って消費生活もかなり変わると考えますので、そうした今後の変化の可能性についても、踏まえている点を記述したほうが良いのではないかと思います。

1点、御質問ですが、4ページの「SDGsの掲げる」の段落に「消費者社会の実現」とあるのですが、消費者社会という言葉は使ったことがありません。消費社会、消費者市民社会のどちらかだと思うのですが、御確認させていただいてよろしいですか。

○山本座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○内藤消費者政策課長 事務局でございます。

特に固有名詞ということではなくて、消費者が優先される、消費者のための社会という意味で、いわゆる普通名詞として使っています。固有名詞としては使っていないということでございます。

○宮木委員 わかりました。

○山本座長 それが一般に使われているのだろうかということが、宮木委員の質問です。

○内藤消費者政策課長 そこも含めて、恐縮でございます。一度、引き取らせていただいて、調整をさせていただければと思います。

○山本座長 それは事務局に精査をいただければと思います。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○森光委員 ありがとうございます。

私も宮木委員と同じで、大きくまとめられてこられた中で、大変形のあるものに、あり方委員会としての報告書になったと思っております。

私自身は、安心・安全を守るというところの意見を中心に、大きなポイントとして、提言の中で大事なものは、目に見えて未来が予想される部分で、必ず実行しなければいけないところと、宮木委員も言われていますし、SDGsは日本型という中は、正直見えなくて、何が起きるかわからないところは、あらかじめがちと固めるというよりは、ぼわっとしたような理念といますか、そういったものを大事にしたような計画、KPIは大事ではあるのですが、えてしてそれを言ってしまうと、順調な産業の発展を阻害してしまったのならば、せっかくの日本が台無しになってしまうような、次期計画を立てていただければということ希望します。

以上です。

○山本座長 ほかにいかがでしょうか。川延委員、どうぞ。

○川延委員 今回、こういう形で、SDGsが前提に入ってきていましたので、SDGsは、国連採択案件ですけれども、今回、国連採択で大きく違うのは、アイコンがあることです。つまりコミュニケーションツールであるということです。ですから、今、SDGsで、企業、消費者みんなが気にしているのは、コミュニケーションツールが有効に機能しているか。今回、こういう形で、SDGsが入ったことも、今後、消費者行政のコミュニケーションデザインをどうしていくのか、皆さん、今後どうするのかということをおっしゃっています。単にキーワードをつくるだけではなくて、消費者に対して、どういう形でこういった行政が動いていることを伝えていくかということは、大事であるということです。

今、この提言に関しても、面的なものだと思います。つまり時間軸がそんなに入っているものではない。SDGsは、2030年の世界を考えて、そこからバックキャストして、今、何をすべきかということ、みんなのステークホルダーに対して言っているものですので、今後、仮に2030年と置くのであれば、そういう未来志向で、どういった形であるべき消費者行政を考えていくかということ考えたバックキャストで、今後の議論ができるといい

と感じました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 2つ申し上げたいのですけれども、1つは、消費者庁ができて10年を迎えるというときの基本計画に、かなり時間をかけて準備を始めて、議論をしていること自体は、立ち上げたころに比べると、そこは進んできた部分だと思っております。

先ほどほかの委員からもあったように、これをきちんと形にしていくことがすごく求められているので、消費者庁の司令塔としての機能を、まずは基本計画をきちんとまとめていくところから始めていただきたいと思います。

そうはいつても、まだまだ小さい省庁なのですけれども、ほかの大きな省庁と伍して活動していくためには、重要なのは事実をきちんと把握する力を持つということで、それができれば、職員の数が少なくても、きちんとやれることはやれるのだろうと思うのですけれども、そこが弱いと、旗を上げたのですが、どうしてもおろさざるを得なくなってしまうことが続いてしまいますので、そのところは、どうやって事実をつかんでいくのかというあたりは、意識してやっていただきたいと思っています。

それと、この検討会の報告書は、今、川廷委員からSDGsの話をいただきまして、私もこの検討会について、いろいろと勉強させていただきましたけれども、事業者と消費者は、ともすると対立しがちで、いろいろな問題が起きるわけですが、SDGsのような中長期的な目的を掲げると、意外と争う部分がなくて、それぞれ建設的な立場からの議論とか、役割が出てくるのだろうと思っています。ですから、もちろん短期的な視点とか、今、起きていることについても、目を向けなくてはいけないのですけれども、常にそういう中長期的な視点を頭に入れながら、それぞれのステークホルダーが議論していく。そのために、行政も議論をリードしていく役割を果たしていただきたいと思いますので、今回、中長期的な視点も含めて、いろんな議論ができてよかったと思いました。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 今後のことも含めて、報告書の中核である基本計画について、一言、述べさせていただきます。

この報告書が消費者基本法という枠組みを前提として、これまで割と事態整合的にといいますか、起こった状況に対して、どう対応してくるのかということで、消費者基本計画がかなり膨らんできたところですね。消費者基本法に従って、今回のように、かなり整理した形で提示したことは、今回の検討会の1つの成果ではないかと思っております。

その上で、皆さん、ほかの委員の方からもありましたように、これから、さらに新しく、2020年以降、起こるであろう問題についても、一定の方向性を示したことについては、高く評価されるべきなのではないかと尊重して、実務的になるべく使っていただければと思

います。

もう一つですが、基本計画は、消費者庁が横断的な領域を扱う官庁であるので、消費者政策全般について、基本計画の中で報告書をつくるということですので、消費者庁に要望するとかいうものではなくて、各官庁のところで、消費者について扱っている政策を横断的に検討して、その方向性を示すことは、基本計画の非常に重要な点だと思います。

したがって、そのような観点から、基本計画がつくられているのだということが政府内、国の官庁、行政機関のところでも、十分御認識いただいた上で、全体の報告書の方向性について、尊重していただくような政策を具体化していただければ、大変ありがたいことだと思います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。

報告書の中身ではなくて、これからの進め方についてでございますけれども、今後、この報告書を受けて、具体的な消費者基本計画の取りまとめ作業、ドラフトも含めて、行われると認識しております。

今回、エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカーとか、そういったことが最終報告の中にも盛り込まれておりますが、今後消費者基本計画をドラフトされるにあたっては、しっかり事実を踏まえつつ、かつ関係者の意見も踏まえながら、十分なプロセスをしっかり踏んで、進めていただければと思います。結果として、消費者行政、あるいは消費者政策が、よりよい消費生活にするような形になっていければいいと思っているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 大変充実した内容に取りまとめでいただきまして、ありがとうございます。

私からは、消費者教育について、感じたこと、コメントを申し上げたいと思います。

たくさん充実したものを書いていただいて、改めて学校教育については、課題が明確化して、これに従って、充実を図っていただければいいことが明らかになったと感じています。ただ、私は家庭科に携わっている立場としては、改めて新しい学習指導要領を見ると、家庭科では、大きな領域の1つとして、消費者教育が割り当てられているのに対し、社会科では、大項目でも、中項目、小項目のどれも消費者生活を扱うとか、消費者のことを学ぶという項目は1つもなくて、一生懸命探して、ここにあったみたいなのぐらいの分量だということが改めてわかりました。

また、社会科の教科の目的も調べてまとめるとか、自分の意見を明確にするということが目的で、実践的な力を養うということではないのです。実践的な力を養うことは、消費

者教育の目的で、家庭科教育の目的とも一致するので、まず家庭科の先生に自覚してもらって、頑張ってもらえるようにしなければいけないと改めて感じたところです。人数的には、社会科の先生と家庭科の先生は全く違って、社会科の先生のほうがとても人数は多いのですけれども、まずは家庭科の衣食住、いろんな分野で消費生活の視点を取り入れて、充実していくことに取り組んでいかなければならないと感じました。

これに対して、社会教育に対しては、私も社会教育にも携わっていますが、こちらの人口が多い割には、体系化とか、具体化がまだまだされていないということで、大人になってから、改めて消費生活、家庭生活について、学ぶ必要性は非常に感じておりますので、これからこちらの課題をもっと明確化していけたらいいのではないかと感じました。

○山本座長 ありがとうございます。

おおむね各委員から御発言をいただけたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告書の取りまとめに入りたいと思います。

今、各委員からの御意見を承ったところによりますと、意見書の全体的な内容自体については、基本的には大きな御異論はなかったと伺いました。細かな文言、概要との文言の整合性等について、幾つか御意見を頂戴いたしましたので、この点については、事務局でも精査をいただきまして、最終的な文言につきましては、恐縮ですが、座長に一任していただければと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、私で、本日いただいた御意見も踏まえまして、事務局とともに最終的な報告書の文言をつくっていききたいと思います。

少しカメラが入ります。

(報道関係者カメラ撮影)

○山本座長 それでは、最後に、宮腰大臣から、御挨拶を頂戴いただければと思います。

○宮腰内閣府特命担当大臣 大変遅れて参りまして、誠に申しわけありません。

山本座長を初め、検討会の委員の皆様におかれましては、昨年10月以来、12回にもわたり、第4期消費者基本計画のあり方について、精力的に検討を進めていただき、提言をお取りまとめいただいたことに、感謝申し上げます。また、今日の12回目も、大変積極的な御発言をいただきまして、ありがとうございます。

消費者行政にも関連するテーマとして、例えばデジタル・プラットフォーマーの大きな台頭を初め、SDGsという国連の考え方など、5年前には想像し得なかった、経済的にも、社会的にも、大きな変化が起きていると思っております。成年年齢の引き下げも、その中の1つではないかと思っております。

こうした変化に的確に対応していく必要性がますます高まってきているのではないかと考えております。次期基本計画が消費者行政を前に進めるための道しるべとなるよう、本

日の取りまとめを踏まえ、消費者庁を初め、関係省庁と連携をいたしまして、政府において、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

御発言の中にもありましたけれども、基本計画は、横断的に検討して方向を示す性格のものである、そういうことも受けとめながら、政府全体で、基本計画を枠組み横断的に実行に向けて、しっかりと取り組んでいけるように、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

改めて検討会の委員の皆様への献身的な御議論に心から感謝を申し上げ、私からのお礼の御挨拶とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

12回の長きにわたりまして、時に激しい議論もございましたけれども、本日、最終的にこのような取りまとめに至りましたことを、私、座長としましても、皆様に感謝を申し上げたいと思っております。

消費者庁を初め、政府におかれましても、この取りまとめを生かして、立派な基本計画をつくっていただいて、今後の消費者行政に生かしていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本検討会は閉会させていただきます。長期間にわたりまして、誠にありがとうございました。